

第5章 データ要件

1. データ構造

【実装すべき機能】

就学事務システム（学齢簿編製等）において管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。

データ要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が、制度を所管する各府省の協力を得て、詳細化することとされたため、データ構造の具体的な内容については別途検討する

【考え方・理由】

1. データ構造の標準化の方針

我が国の市町村が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた市町村の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた市町村の財政負担の削減を進める必要がある。

市町村内システム間データ連携の標準として「地域情報プラットフォーム標準仕様」が、また、システム更改の際のデータ移行時のデータ形式の標準として「中間標準レイアウト仕様」が定められているが、両仕様とも、氏名・住所等の基本的なデータについては規定されているものの、必ずしも就学事務システム（学齢簿編製等）にとって必要なデータ項目が全て網羅されているわけではなく、結果として市町村・システムベンダごとにデータ構造が異なっている。そのため、システム間データ連携のためのカスタマイズが生じ、また、システム更改の際のデータ移行時には市町村の人的・財政的負担が新たに生ずることから、ベンダロックインの原因ともなっている。

データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさ

せるが、中長期的な視野に立った場合、システム間データ連携やデータ移行の度に生ずる市町村・ベンダの負担を解消させることとなり、今後、飛躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、より広域的に、シームレスに対応していけるための基盤整備として必要なものである。

そのため、就学事務システム（学齢簿編製等）標準化の目的である「（目的1）カスタマイズを原則不要にする」及び「（目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする」を踏まえ、就学事務システム（学齢簿編製等）のデータ構造についても標準化を進めることとする。

「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、共通要件・データ要件・連携要件の標準化についてはIT室を中心ににおいて検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。

本仕様書についても、IT室を中心としたにおけるこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

2. 経過措置

「標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する」とした理由は、現行では、各ベンダの既存パッケージシステムは、それぞれのデータ構造に対応したものとなっており、これを改修することは膨大な作業量とコストを要することが予想されることを踏まえ、標準データ構造への移行を円滑かつ合理的に実施し、標準データ構造の早期実現に伴う期間・改修コストをできるだけ抑制しながら、「（目的1）カスタマイズを原則不要にする」及び「（目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする」を実現しようというものである。

具体的には、例えば、他システムとの連携時やシステムの更改時に、標準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、ベンダの既存パッケージシステムに取込み、また、ベンダの既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。

なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にしておくことが求められる。この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。

他システムとの連携について、標準データ構造の中の具体的にどの項目をどのシステムと連携させるかは別途検討する。

2. 文字

【実装すべき機能】

就学事務システム（学齢簿編製等）で用いるデータの文字セット（※1）は JIS X 0213:2012、文字コードは ISO/IEC 10646:2017（※2、※3）、通信インタフェースの文字符号化方式は UTF-16 とすること。ただし、氏名、住所、学校名、設置者名に関する項目（以下「氏名等」という。）の文字セットについては、「文字情報基盤」として整備された文字全てが利用できるよう（※4）、JIS X 0213:2012 及び ISO/IEC 10646:2017 附属書 A（※3）に規定されている以下の組とすること。

- ・ 390 MOJI-JOHO-KIBAN IDEOGRAPHS-2016
- ・ 1042 KANA SUPPLEMENT のうち、U+1B001～U+1B0FF
- ・ 1115 KANA EXTENDED-A

※1 字形を含む。以下同じ。

※2 Amd.1:2019 及び Amd.2:2019 による追補後のもの。以下同じ。

※3 ISO/IEC 10646:2017 に準拠した JIS X 0221:2020 の発効後は、「ISO/IEC 10646:2017」を「JIS X 0221:2020」に置き換える。

※4 そのため、UTF-16 においてサロゲートペア（ISO/IEC 10646 の文字符号化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法）又は IVS（字形選択子／漢字字形指示列）への対応が必要となる文字への対応も必須とする。

	氏名等以外	氏名等
文字セット・字形	JIS X 0213:2012	JIS X 0213:2012 + ISO/IEC 10646:2017 附属書 A の一部
文字コード	ISO/IEC 10646:2017	ISO/IEC 10646:2017
通信 I/F の 文字符号化方式	UTF-16	UTF-16

なお、現行の文字セット・文字コード・文字符号化方式（以下「文字セット等」という。）からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、第 1 段落に規定する文字セット等（以下「文字情報基盤

文字」という。)によるデータ(内字(※1)のみならず、外字(※2)を含む。以下同じ。)とともに、以下①～⑥を条件として、これらに変換できるベンダ独自の文字セット等(以下「変換可能文字」という。)によるデータ(内字のみならず、外字を含む。以下同じ。)を併用することも許容する。変換可能文字の文字セット等については規定しない。

※1 内字……当該文字セット等において、標準で収録されている文字をいう。

※2 外字……当該文字セット等において、標準では収録されておらず、市町村が個別に追加した文字をいう。

① 文字情報基盤文字によるデータを保持し、いつでも他システム連携等のために出力できること。

(留意点)

○ 文字情報基盤文字によるデータ(第1段落※4に記載のとおり、サロゲートペア・IVSを含む。)を持つ限りにおいて、別途、変換可能文字によるデータを持つことは妨げられない。文字情報基盤文字上、区別されていない文字について、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて区別しておくことや、文字情報基盤文字上、内字である文字について、引き続き、変換可能文字によるデータにおいて外字としておくことも差し支えない。

② 変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字に変換できること。

変換可能文字によるデータにおける外字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字として字形を保持した上で変換できること(文字化けさせないこと)。

(留意点)

○ 変換可能文字で内字であるものについては、文字情報基盤文字の内字として必ず変換できること。文字情報基盤文字の範囲で何らかの同定(縮退を含む。)を行い、必ず内字とすること。

○ 変換可能文字でも外字であるものについては、文字情報基盤文字との

同定を可能な限り行うこととする。

- 「変換可能文字によるデータにおける内字は、いつでも文字情報基盤文字によるデータの内字に変換できること。」とは、変換可能文字によるデータにおいて、文字情報基盤文字上の区別を維持することを求めるものではない。必要に応じて、変換の際に縮退させて差し支えない（ただし、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、可逆的な変換を行うことで仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現しようとする場合には、縮退させると可逆的とならないおそれがある。）。また、もちろん、変換可能文字によるデータにおいて、サロゲートペア・IVS の使用を求めるものではない。（ただし、文字情報基盤文字による情報を保持することは必要）

- ③ 文字情報基盤文字によるデータにおける内字及び外字は、いつでも変換可能文字によるデータの内字又は外字に変換できること。外字とする場合は、外字として字形を保持した上で変換できること（文字化けさせないこと）。
- ④ ある文字について、変換可能文字によるデータにおける字形・文字コードと文字情報基盤文字によるデータにおける字形・文字コードを簡易に確認できること。
- ⑤ 変換可能文字で外字となるが、文字情報基盤文字で内字となる文字について、何らかの方法（例：文字コードによる入力、コピー&ペーストによる入力、別ツールによる入力）により文字情報基盤文字として入力できること。
- ⑥ 以上については、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持する方法のほか、仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態（※）を実現する方法が許容される。

※ 例えば、物理的に文字情報基盤文字によるデータを保持せずに、「仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態」を実現するためには、他システム連携等のため、変換可能文字によるデータから文字情報基盤文字によるデータを即時に完全に復元できる必要があるが、以下の方法により実現可能であると考えられる。

- ・ 文字情報基盤文字によるデータを変換可能文字によるデータに変換す

る際に縮退させず、可逆的な変換とする（必要に応じて、変換可能文字によるデータにおいて、文字情報基盤文字によるデータへ変換可能な外字を作成する）。

- ・ 変換可能文字によるデータから単純に復元できるデータは文字情報基盤文字によるデータで重複しては保持せず、変換可能文字によるデータから単純には復元できないデータに限って、その旨のフラグを立てた上で、文字情報基盤文字によるデータを保持する。

EUC 等によるデータ出力（ディスプレイや紙等への出力及び XML 形式や CSV 形式、PDF 形式でのファイル出力等）の際は、「MJ 文字集合」と約 1 万文字の JIS X 0213（JIS 第 1 水準～第 4 水準）の文字（「JIS 文字集合」との結びつきを整理した「MJ 縮退マップ」を活用した縮退変換にも対応すること。この場合、JIS X 0213 に準拠したフォントを用いた出力に対応できること。その他、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が可能となるよう、情報システム及びサービスの開発において、行政機関がその行政活動において使用する文字の取扱いを標準化するための実践ガイドブックである「文字環境導入実践ガイドブック（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」を踏まえた文字の取扱いとすること。

文字情報基盤文字によるデータにおいて（なお書きによる経過措置においては、物理的又は仮想的な文字情報基盤文字によるデータ及び変換可能文字によるデータにおいて）、ISO/IEC 10646 の私用領域に外字を定義でき、これらの外字が就学事務システム（学齢簿編製等）上から利用できること。

変換可能文字によるデータにおける外字を、文字情報基盤文字によるデータにおける内字とするため、文字情報基盤文字と手動又は自動で同定するツールを提供すること。

就学事務システム（学齢簿編製等）のシステム移行時は、現行システムで使用している外字が正確に移行できること。また、就学事務システム（学齢簿編製等）と連携している他システムへの外字移行も同様にできること。

以上の機能については、実装の有無を市町村が選択するのではなく、標準準拠パッケージ全てに機能として実装すること。（その他全ての機能（【実装してもなくても良い機能】と記載している機能を除く。）についても同様だが、本項目については特に明記する。）

●本機能要件については、就学事務システム（学齢簿編製等）としては一旦この内容とした後、今後、他システム側に同様の機能要件を設けるかを確認し、

その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。

【考え方・理由】

1. 文字を標準化する目的

「世界最先端 IT 国家創造宣言 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」において、「文字等の標準化・共通化を行うこと」及び「今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする」と述べられた。

※ 「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針 (総務省)」においては、指針 6 及び参考資料 (指針 6) に「国の動向を参考とした、文字環境の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介されている。

また、「デジタル・ガバメント実行計画 (令和元年 12 月 20 日閣議決定)」では、行政データ連携標準の普及や、文字情報基盤の活用等による文字環境の整備・普及 (KPI: 地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合)、データ連携等を容易に行える文字環境の整備を掲げている。

これらで述べられている文字情報基盤とは、文字情報基盤推進委員会において整備されたものであり、同委員会は、平成 22 年度に、内閣官房情報通信技術 (IT) 担当室 (現 IT 総合戦略室)、総務省、法務省、経済産業省、文化庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推進機構を事務局として設置されたものである。現在、その成果として、以下が公表されている。(参照: 「文字情報基盤導入ガイド ver.1.0」平成 26 年 3 月 18 日)

(1) IPAmj 明朝フォント

文字情報基盤で整備された文字 (戸籍統一文字の漢字: 55,270 文字、住基ネット統一文字の漢字: 19,563 文字を整理した結果) 約 60,000 文字を収録したフォントであり、IPA フォントライセンス v1.0 により、無償公開されている。ISO/IEC 10646 に準拠して符号化されている。

(2) 文字情報基盤 文字情報一覧表 (MJ 文字情報一覧表)

文字情報基盤で整備された文字について、

- ・文字図形、各種文字コードとの対応関係
- ・読み、画数、部首等の漢字属性情報

・SVG フォーマットによる文字図形イメージ情報
等を取録し、文字の「見える化」を図る一覧表である。クリエイティブ・
コモンズ・ライセンス 2.1「表示、継承」により無償公開されている。

「文字情報基盤」は、行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成して
いた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率向上及び
外字管理コストの削減を目的としている。利用シーンとしては、既に持っている
外字の字形同定作業の基準として、組織内の複数システム間の連携の基準
として、他の行政機関との情報交換時の補足情報として、追加の外字として、
また、印刷にも活用することが想定されている。

(参照：「行政機関向け文字情報基盤の公開について」)

<https://www.ipa.go.jp/files/000008967.pdf>

<https://www.ipa.go.jp/files/000008968.pdf>

2. 目指すべき方向性

以上を踏まえ、将来的には、以下を目指すべきである。

- 就学事務システム(学齢簿編製等)を含む市町村の基幹系システムにおいて、
これまで外字が存在してきた氏名等について、文字情報基盤文字によってデ
ータが内字として保持され(外字がない、又はできる限り抑制され(※))、庁
内外のシステム間でも文字情報基盤文字が用いられている状態

※ 「文字情報基盤導入ガイド ver. 1.0」(平成 26 年 3 月 18 日)では、「将来
的には文字情報基盤が整備した文字図形以外の文字図形を全く使用しない
ことにするという選択肢も有り得るが、本ガイドでは、そのような選択肢は
想定せず、こういった文字については、図形(イメージ)情報として 8.4 に
示したような方式に則って交換可能とすることを目標とする。」(p.9)とし
つつ、「必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形を、
「外字」等として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤の文
字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。」(p.6)としている。

3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能

「2. 目指すべき方向性」を実現するためには、大きく、以下の 3 つを実現
することが必要である。

- ① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- ② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること
- ③ 就学事務システム（学齢簿編製等）アプリケーションを文字情報基盤文字に対応させること。

JIS X 0213 では、第3水準漢字及び第4水準漢字の一部を、UCS 第2面に割り当てており、これらを扱う場合には、「サロゲートペア（ISO/IEC 10646の文字符号化方式の UTF-16 で用いられる4バイトで1文字を表す符号化拡張方法）」に対応しなければならない（既存パッケージ製品の一部には未だこの範囲の漢字が扱えないものが存在する。）。

また、「文字情報基盤」として整備された「MJ文字集合（MJ文字／MJ文字図形の集合）」並びに「MJ文字情報一覧表」及び「MJ文字情報一覧表 変体仮名編」では、UCS符号位置が16ビット（2バイト）の範囲（U+0000～U+FFFF（16進数）。10進数では、0～65,535）の中で、約24,000文字の漢字を割り当てている。そのほか、UCS符号位置が16ビット（2バイト）を超える文字（約28,000文字）も割り当てている（上述のとおり、サロゲートペア対応が必要）。さらに、通常の文字符号に加え、Variation Selector（VS。JISの「字形選択子（IVS）」）と呼ばれる枝番を付加することで文字を特定する方式を採用している文字（国際規格であるISO/IEC 10646:2003の追補版3（2008年）で加えられた規格に割り当てられた約6,000文字）も存在する。

これらのことから、サロゲートペア・IVSを含めた全ての「文字情報基盤」をそのまま適用するためには、データベース上、これらに対応するとともに（①・②）、OS及びミドルウェアも含め、就学事務システム（学齢簿編製等）アプリケーションがこれらに対応する必要がある（③）。

「① 変換可能文字の内字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

「住民記録システム標準仕様書「30.2（文字）」を参照」

「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること」について

これについては、外字は同一ベンダのパッケージであっても市町村ごとに異なることから、基本的に市町村ごとの対応となる。

「住民記録システム標準仕様書「30.2（文字）」を参照」

「③ 就学事務システム（学齢簿編製等）アプリケーションを文字情報基盤文字に対応させること」について

これについては、同一ベンダのパッケージであれば市町村を通じて同じであることから、基本的にベンダごとの対応となる。

就学事務システム（学齢簿編製等）アプリケーションが、文字情報基盤文字に対応するためには、OS 層、ミドルウェア（データベース製品や文字入力サポートソフトウェア等）層、アプリケーション（就学事務システム（学齢簿編製等）や各種パッケージシステム等）層の全てが、サロゲートペア及び IVS に対応する必要があることになる。

そもそも、就学事務システム（学齢簿編製等）を含む基幹系システムのアプリケーション（パッケージシステム）の多くは、2000 年以前から販売されてきた。サロゲートペア自体は、ISO/IEC 10646（1996 年版以降）に規定されていたが（IVS は、ISO/IEC 10646（2008 年版以降）に規定されている。）、2000 年以前は、サロゲートペア非対応 OS が全盛であり、（2 バイトの番号に対応する文字が割り当てられた）UCS-2 の範囲で文字入力が行われており、UTF-16 の符号化によるサロゲートペアの対応を行う必要がなかった。国内ベンダでは、OS が提供する標準の文字関連機能（OS 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア）だけでは、戸籍や住民記録の業務で必要となる文字数が足りないという認識の下、より広い文字に対応するため、（必要に応じて独自の文字入力サポートソフトウェア等も提供する）文字関連機能（OS とパッケージ製品の中間的処理を行う文字関連のミドルウェア）を開発してきた。2000 年より以前の文字セット（JIS X 0208 など）においては、サロゲートペアで符号化する文字の入力が一般的ではなかったため、国内ベンダが開発したミドルウェア及び基幹系システムアプリケーション文字を 2 バイト（16 ビット = 2 の 16 乗）固定長のみで処理しても問題がなかった。

しかし、2000 年には新たに、符号化文字集合の国内規格である JIS X 0213 が制定され（その後 2004 年、2012 年に改正）、第三水準漢字及びと第四水準漢字等が新しく規定された。それに伴い、JIS X 0213 の文字のうち、ISO/IEC 10646 に収録していなかった文字の一部が、UTF-16 ではサロゲートペアを要する符号位置に追加された。

2000 年以降の OS では、JIS X 0213 に対応するため、標準フォントに追加漢字の字体を追加し、また、標準の文字入力サポートソフトウェアでの JIS

X 0213 対応も行い、JIS X 0213 の追加漢字を含んだ文字変換にも対応してきており、更に IVS へも対応し、現在、OS 層においては、サロゲートペア及び IVS への対応がほぼ完了していると言える。

また、ミドルウェア層においても、OS が提供する標準の文字関連機能(OS 標準フォントや文字入力サポートソフトウェア) では、OS と併せてサロゲートペアや IVS に対応し、データベース製品においても対応が完了しつつある。国内ベンダの開発した文字入力サポートソフトウェアの中でも、これらに対応するものが出てきている。

他方、アプリケーション層においては、今後、これらに順次対応していくことが期待されるものの、既存の就学事務システム(学齢簿編製等)アプリケーション(パッケージシステム)の一部が未だに現在、これらに対応していないことから、経過的に、文字情報基盤文字とともに、変換可能文字を併用することも許容することとした。この場合でも、他システム連携等の様々な側面でのインタフェースでは、文字情報基盤文字を用いることを想定しており、「文字情報基盤」の導入の目的である、様々な側面でのインタフェースにおける文字情報の流通の円滑化は達成可能である。

仮想的に文字情報基盤文字によるデータを保持しているのと同じ状態を実現する方法が許容することについて

「住民記録システム標準仕様書「30.2 (文字)」を参照」

4. 本仕様書において文字についての標準機能を規定する効果

いま見たように、「3. 課題と現状を踏まえた本仕様書における標準機能」は、「2. 目指すべき方向性」の全てを直ちに標準機能として位置付けるものではない。具体的には、「② 変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えること」及び「③ 就学事務システム(学齢簿編製等)アプリケーションを文字情報基盤文字に対応させること」を強く推奨しつつも、必須としていない。

しかし、それでも次のような効果が期待される。

- ・様々な側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字に基づき、情報のやり取りをすることができ、システム更改時における円滑なデータ移行や、庁内他システムとの連携の円滑化に資する。
- ・市町村が、変換可能文字の外字を、文字情報基盤文字に置き換えようとす

る場合、そうできるようになる。(これまでは、市町村側がその意志を持ったとしても、アプリケーション側の問題で、そうできないことがあった。)

5. 他システム連携

本機能要件により、他システム連携等の様々な側面でのインタフェースにおいて、文字情報基盤文字を用いることができるようになるが、他システム連携をどのような文字セット等で行うかは、本仕様書というより、地域情報プラットフォーム標準仕様の領域である。

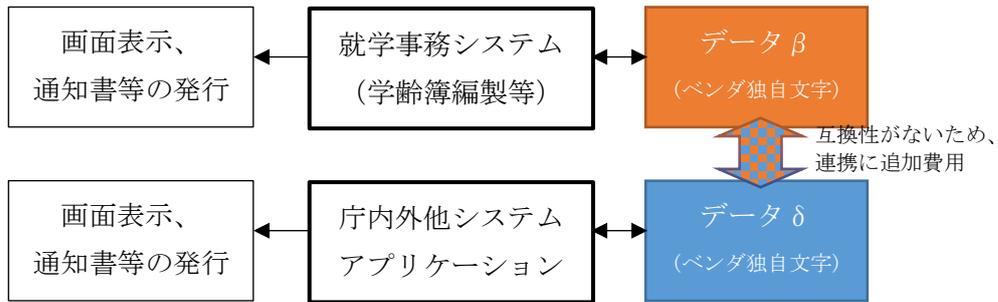
もっとも、現在、地方税分野、社会保障分野等、様々な分野でのシステム標準化が検討されており、これら就学事務システム（学齢簿編製等）と連携することがある校務支援システムや現在文部科学省で検討されている教育データ標準化などにおいても、本機能要件と同様の機能要件が設けられれば、当該他システムと就学事務システム（学齢簿編製等）との連携に文字情報基盤文字の活用が可能となる。

本機能要件については、就学事務システム（学齢簿編製等）としては一旦この内容とした後、今後、他システム側に同様の機能要件を設けるかを確認し、その結果を踏まえて内容及び施行時期を改めて検討する。

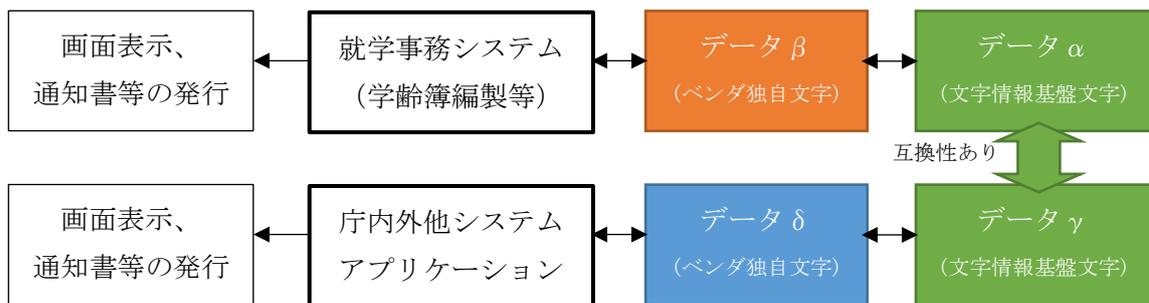
(参考)

- なお書きにある経過措置によった場合、文字情報基盤文字に基づくデータ (α) と変換可能文字に基づくデータ (β) が存在することとなる。

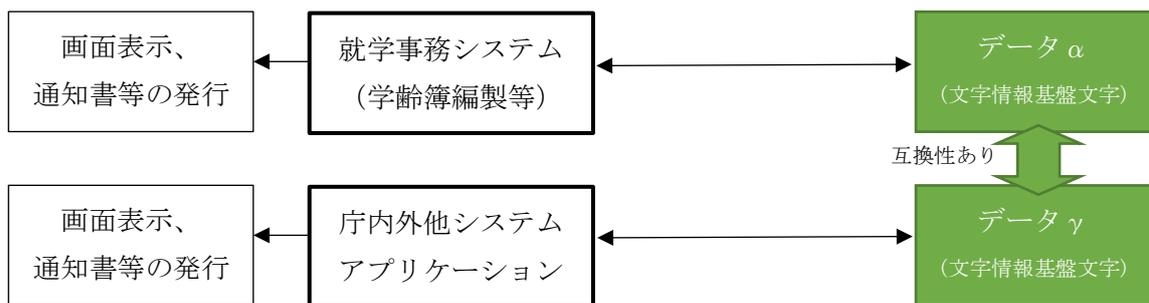
【現状】



【経過措置】



【本則 (目指すべき姿)】



※ 庁内外他システムとも、通常、就学事務システム (学齢簿編製等) アプリケーションを介して連携することになるが、この図では分かりやすくデータを直接連携させるように記載している。

($\beta \rightarrow \alpha$ 変換について)

- ・ β の中で外字である文字 (X) は、文字情報基盤文字と同定し、 α の中で内字 (A) とすることが推奨されるが、同定作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすることも許容する。ただし、外字のままとした場合は、 β から α に外字の字形を移行できる

こととすること (α を出力したときに文字化け (・) させないこと)。

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	A



又は

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	X



ただし、

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
X	?	X	・



- ・ β の中で内字である文字 (A) は、 α の中で外字 (X) としてはならない。文字情報基盤文字の範囲で何らかの縮退を行い、必ず内字とすること。

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	X



変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	?	A	A or A´



- 変換可能文字で区別されている文字 (A と A´) が、文字情報基盤文字でも区別されている (A と A´) とき、 α の中で A と A´ の区別を保持することとし、A´ を A に縮退させてはならない。

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A´	A´	A´	A

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A´	A´	A´	A´

- 変換可能文字で区別されている文字 (A と A´) が、文字情報基盤文字で区別されていない (A) とき、 α の中で A´ を A に縮退させること。ただし、 β の中で A と A´ の区別を保持することは差し支えない。

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A´	A	A´	A

- 変換可能文字で区別されていない文字 (A) が、文字情報基盤文字で区別されている (A と A´) とき、 α の中で A と A´ を区別する必要はない。

変換可能文字	文字情報基盤文字	データ β	データ α
A	A	A	A
A	A´	A	A

($\alpha \rightarrow \beta$ 変換について)

- α の中で外字である文字 (X) は、変換可能文字による文字と同一とし、 β の中で内字 (A) とし、更に α の中においてそれに対応した内字 (A) とすることが推奨されるが、同定作業の負担を勘案し、当面、外字のまま (X) とすることも許容する。

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X \Rightarrow A	A

又は

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
X	?	X	X

- α の中で内字である文字 (A) は、必要に応じて縮退等を行い、 β の中でも内字とすることが推奨されるが、外字 (X) とすることも許容する。ただし、外字とした場合は、 α から β に外字の字形を移行できることとすること (β を出力したときに文字化けさせないこと)。

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	A or A'

又は

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	X

ただし、

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	?	A	.

- 文字情報基盤文字で区別されている文字 (A と A´) が、変換可能文字でも区別されている (A と A´) とき、 β の中で A と A´ の区別を保持することとし、A´ を A に縮退させてはならない。

文字情報基盤文字	変換可能文字		データ α	データ β
A	A	✗	A	A
A´	A´		A´	A

文字情報基盤文字	変換可能文字		データ α	データ β
A	A	○	A	A
A´	A´		A´	A´

- 文字情報基盤文字で区別されている文字 (A と A´) が、変換可能文字で区別されていない (A) とき、就学事務システム (学齢簿編製等) の処理上、 β の中で A´ を A に縮退させて処理 (画面表示・印字を含む。) して差し支えない。ただし、 α の中では、A と A´ の区別を保持しなければならない。

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A´	A	A´	A

- 文字情報基盤文字で区別されていない文字 (A) が、変換可能文字で区別されている (A と A´) とき、 β の中で A と A´ を区別する必要はない。

文字情報基盤文字	変換可能文字	データ α	データ β
A	A	A	A
A	A´	A	A

第 6 章 連携

6.1 就学事務システム (学齢簿編製等) への取込

6.1.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携

【実装すべき機能】

地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信については、準拠レイアウトで SOAP 通信又は数分間隔での FTP 等によるファイル連携ができるようにすること。

なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品 (PF 通信機能等、サービス基盤製品を含む。) を用いること。

【考え方・理由】

就学事務システム (学齢簿編製等) の導入パターンは、①住民記録システムと一体型で住民記録情報のデータベースを直接参照している場合、②住民記録情報及び住民登録外者の情報を含む統合宛名データベースを参照している場合、③単体で独立して運用している場合がある。そのいずれかにおいて、対応可能とする。

また、組合立など複数の自治体に跨る場合には新入生又は転入生の情報を CSV データで受け取り、システムに取り込むことが求められているため、今後検討が必要である。

6.1.2 他業務照会

(No. 71、73、74、261、277)

【実装すべき機能】

以下の項目について、就学事務システム (学齢簿編製等) から他システムの最新の登録情報が照会でき、管理できること。

- ・住民記録情報の氏名、住所、生年月日、性別、続柄、宛名コード、氏名フリガナ、国籍、郵便番号、世帯番号、世帯主宛名コード、世帯主氏名、世帯主カナ氏名
- ・世帯一覧情報

- ・ 支援措置対象者情報
- ・ 宛名管理情報（住民登録外者の情報）

【実装してもしなくても良い機能】

以下の項目について、就学事務システム（学齢簿編製等）から他システムの最新情報が照会できること。

- ・ 送付先情報
- ・ 電話番号情報
- ・ 就学援助情報の就学援助有無
- ・ 校務支援情報のクラス、出席番号

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第 30 条にある学齢簿の記載事項の全てが磁気ディスクをもって調製されていることは必須である。また、記載事項にはないが学齢簿を保管する項目として宛名コード、カナ氏名、国籍、郵便番号、世帯番号、世帯主宛名コード、世帯主氏名、世帯主カナ氏名は必須である。

支援対象者情報は、就学事務システム（学齢簿編製等）でも独自管理が必要となるが、住民記録情報で管理している情報を参照できることが必須である。

住民登録外者である児童生徒及び保護者を就学事務システム（学齢簿編製等）で管理する必要があり、宛名管理情報（住民登録外者の情報）で管理している情報を参照できることが必須である。

送付先情報は、現住所と送付先が違う場合に活用する情報として、参照できることが望ましい。

電話番号情報は、緊急連絡先として活用する情報として、参照できることが望ましい。

就学援助情報の就学援助有無、校務支援情報のクラス、出席番号は、学齢簿を保管する項目として、実装してもしなくても良い。

6.2 就学事務システム (学齢簿編製等) からの出力

6.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携

【実装すべき機能】

就学事務システム（学齢簿編製等）より地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトで SOAP 通信又は数分間隔での FTP 等によるファイル連携ができるようにすること。

なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF 通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。

【考え方・理由】

自治体へのヒアリング調査において、地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務（例：就学援助）で学齢簿データを使用しているとの回答があり必要性が認められる。

6.2.2 学齢簿連携

(No. 72)

【実装すべき機能】

他システムに対し、学齢簿データが連携（提供）できること。文字については、「住民記録システム標準仕様書「30.2（文字）」で定義する文字情報基盤文字で提供できること。

【考え方・理由】

自治体へのヒアリング調査において、他業務（例：校務支援、学校徴収金）で学齢簿データを使用しているとの回答があり、必要性が認められる。

異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定するが、全件データを連携する目的としては、以下が想定される。

- ・業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ
- ・業務システムの運用開始後に就学事務システム（学齢簿編製等）との整合性確認を行うためのデータ

異動差分データについては、日次のみの機能ではサービスとして不十分なため、リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載することとし、学齢簿データの全件をリアルタイムで実施する必要はない。

リアルタイム、準リアルタイムの実装方法は、SOAP 通信によるものが考えられる。なお、全件データを連携する他システムに関しては、原則的に本仕様書で規定するセキュリティ上の措置・機能等が踏襲されることが必要と考える。

連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連携標準検討会等との連携や、文部科学省の教育データの標準化に関する動向も踏まえ、別途検討することとしており、連携先とその都度協議する必要がないようにしていく。

「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT 室）に基づき、共通要件の標準化については IT 室を中心に検討することとされ、今後、これらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、IT 室を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

第 7 章 非機能要件

デジタル改革関連法案（令和3年2月9日閣議決定）の1つである地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案において、地方公共団体の主要な17業務の標準化、共通化を推進するために必要な事項が定められた。これらのシステムに共通する非機能要件の標準については、令和2年9月に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省自治行政局行政経営支援室、地域情報政策室から示された「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」に従うものとする。

各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響がでないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。

本標準仕様書における非機能要件については、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」に従うものとするが、一部の非機能要件については、「第3章 機能要件」に盛り込まれている。

なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日）において、標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、ガバメントクラウドの先行事業での検証を踏まえて、令和4年夏までに、必要に応じて拡充する。このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、「自治体の三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。具体的には、IT室及び総務省は、令和3年夏を目途に、先行事業の検証・実稼働に向けて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策に関する要件を整理した上で、先行事業を通じた検討も踏まえつつ、令和4年度の夏を目途に、基幹業務等のシステムの標準化基準の作成とあわせて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定することとされた。

第 8 章 用語

以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書の以外では別の意味で用いられていることもある。

あ

RFI【あーるえふあい】 ……情報提供依頼書 (request for information)。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP (提案依頼書) を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(平成 31 年 3 月 29 日) より。

RFP【あーるえふぴー】 ……提案依頼書 (request for proposal)。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や構成要件、調達条件が記述されている。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(平成 31 年 3 月 29 日) より。

RPA【あーるぴーえー】 ……Robotic process automation の略。人間がコンピュータ操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替するもの。

ISO/IEC 10646【あいえずおーあいいーしーいちぜろろくよんろく】 ……国際標準化機構 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) の合同委員会による文字セット等の国際標準の 1 つ。UCS (Universal Coded Character Set) を規定している。

ISO/IEC 10646:2017 では、「文字情報基盤整備事業」で推進していた漢字約 60,000 文字の国際規格化が反映された。

ID【あいでいー】 ……システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。
「操作者 ID」も参照のこと。

IPAmj 明朝フォント【あいぴーえーえむじえーみんちょうふおんと】 ……文字情報基盤で整備された文字 (戸籍統一文字の漢字: 55,270 文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字の漢字: 19,563 文字を整理した結果) 約 60,000 文字を収録したフォントであり、変体仮名も利用できる。IPA フォントライセンス v1.0 により無償公開されており、ISO/IEC 10646 に準拠して符号化されている。

なお、本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれば、IPAmj 明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

IVS【あいぶいえず】 ……Ideographic variation sequence-selector の略。文字としては同一視される漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けるための仕組みであり、ISO/IEC 10646 (2008 年版以降) に規定されている。また、IVS と、それに対応する字形の一覧は、Unicode コンソーシアムから IVD (Ideographic Variation Database) として公開されており、ISO/IEC 10646 から正規の規格として参照されている。

「文字コード」も参照のこと。

あいまい検索【あいまいけんさく】……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルールに基づき抽出する検索方法のこと。

アクセス【あくせす】……ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ到達（接続）すること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操作、格納されている情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。

アクセスログ【あくせすろぐ】……就学事務システム（学齢簿編製等）や端末、ソフトウェアに対して、人間や外部のシステムからの操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。

宛名管理情報【あてなかんりじょうほう】……住民登録者に住民登録外者を含めた氏名、生年月日、性別、住所などが記載された台帳のこと。

宛名コード【あてなコード】……市町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するために付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名コード」と呼ぶ。

アラート【あらーと】……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもののこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないエラーとは区別される。

EUC【いーゆーしー】……End user computing の略。非定型業務（就学事務システム（学齢簿編製等）仕様で当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。

就学事務システム（学齢簿編製等）が保有するデータ（学齢簿の情報、その他就学事務システム（学齢簿編製等）内で管理する情報等）の二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能を有する。

い

一括登録【いっかつとうろく】……複数件のデータの登録を1回の操作で完了させること。

一般市町村【いっばんしくちょうそん】……人口20万未満の市町村のこと。

イベント【いべんと】……就学事務システム（学齢簿編製等）を構成するサーバ内で発生する事態のこと。

イベントログ【いべんとろぐ】……就学事務システム（学齢簿編製等）のシステムイベント（就学事務システム（学齢簿編製等）を構成するサーバ内で何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）の履歴、情報を記録したもの。

システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが記録される。

う

ウィザード【ういざーど】……システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって操作を行う方式のこと。

え

XML【えっくすえむえる】 ……Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用される各種技術の標準化推進団体である W3C（World Wide Web Consortium）から勧告が出された言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用されている。

一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定した地域情報プラットフォーム標準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。

エラー【えらー】 ……論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないものこと。論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるアラートとは区別される。

エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、本仕様書においては、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えないこととしている。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容している。

LGWAN【えるじーわん】 …… Local Government Wide Area Network の略。行政支援ネットワークのこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、自治体が利用する行政専用のセキュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。

お

OS【おーえす】 ……Operating system の略。基本ソフトウェアともいわれ、コンピュータを動作させるために不可欠なシステムの入出力や同時並行処理などを管理する複数のプログラムの集合体こと。制御プログラム、言語プロセッサ、ユーティリティから構成される、基本的な操作環境を提供するソフトウェアの総称。

オペレーション【おぺれーしょん】 ……操作者による操作、処理のこと。

か

外字【がいじ】 ……各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市町村が個別に追加した文字のこと。

JIS 等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」として扱う。

「内字」も参照のこと。

学齢簿【がくれいぼ】 ……学齢児童生徒の就学義務の発生及びその履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。その「編製」とは、作成、加除訂正、保管等、学齢簿に関する一切の事務をいう。

学齢簿の消除【がくれいぼのしょうじょ】 ……転出、死亡等により学齢簿を抹消すること。

カスタマイズ【かすたまいず】 ……市町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追加・変更・削除を行うこと。

学区【がっく】 ……通学区域のこと。就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

学校選択制【がっこうせんたくせい】 ……市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

- ・自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
- ・ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
- ・隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
- ・特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
- ・特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

管理【かんり】 ……データの設定・保持・修正ができること。

き

帰化【きか】 ……日本国民でない者が、国籍法第 4 条から第 10 条までの規定に基づき、法務大臣の許可又は国会の承認を得て日本国籍を取得すること。

「国籍取得」も参照のこと。

義務教育諸学校【ぎむきょういくしょうがっこう】 ……学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

く

区域外就学【くいきがいしゅうがく】 ……学校教育法施行令第 9 条に定められた手続きを行い、住所の存する市町村が設置する学校以外の学校に就学すること。特別支援学校については同

十七条に定められており、住所の存する都道府県が設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学すること。

クラウド【くらうど】……市町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。

「自治体クラウド」及び「広域クラウド」も参照のこと。

け

原級留置【げんきゅうりゅうち】……学校教育法施行規則第 57 条（中学校は第 79 条、義務教育学校は第 79 条の 8、中等教育学校は第 113 条、特別支援学校は第 135 条で準用）における各学年の課程の修了又は卒業が認められなかった場合にとられる措置。

検索【けんさく】……個人や世帯等を選択するため、画面から検索性項目を画面入力して、マッチするものを探す操作のこと。

「照会」も参照のこと。

こ

広域クラウド【こういきくらうど】……近隣市町村に止まらない全国規模のクラウドのこと。

「自治体クラウド」も参照のこと。

更改【こうかい】……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。

個人番号【こじんばんごう】……番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。

戸籍統一文字【こせきとういつもじ】……戸籍のオンライン手続（戸籍に関する届出又は戸籍に関する証明書の交付申請をインターネットを利用したオンラインにより行うこと）に使用することを目的として整理した文字（漢字 55,270 文字を含む。）のこと。

固定長【こていちょう】……データ格納方式の種類。

固定長は、桁が少ないデータには空白文字や 0 を補うことで一様な長さのデータとして記録する。

可変長は、桁が少ないものはそのまま記録する。

さ

サービス基盤【さーびすきばん】……地域情報プラットフォーム標準仕様に定められた、通信機能を提供するための基盤のこと。PF 通信機能、BPF 機能、共通機能等を提供している。

再転入【さいてんにゅう】……かつて、ある市町村の住民であった者が、元の市町村に転入すること。

概念上は、住民でなくなってから何年経過しても再転入である。

サロゲートペア【さろげーとぺあ】……ISO/IEC 10646 の文字符号化方式の UTF-16 で用いられる 4 バイトで 1 文字を表す符号化拡張方法のこと。

「文字コード」も参照のこと。

参照【さんしょう】……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

し

CSV【しーえすぶい】……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデータをカンマで区切ったファイル形式のこと。

支援対象者【しえんたいしょうしゃ】……配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者で、市町村に対して住民基本台帳事務における DV 等支援措置を申し出た者。加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

J-LIS【じえいりす】……地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）に規定された地方共同法人である。出資金は地方公共団体から出資され、法の規定による事務を地方公共団体に代わって行うとともに、情報システムの開発及び運用、教育及び研修、調査研究等の業務を行う。

磁気ディスク【じきでいすく】……金属やガラスなどの薄い円盤型のディスクの表面に磁性体を均等に塗布した記憶媒体。本仕様書においては、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。HDD や SSD などの外部記憶装置がこれに当たる。

市町村【しくちょうそん】……市町村及び特別区のこと。指定都市の総合区や行政区については、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なされる場合は、法令と同様の扱いとしている。

JIS X 0213【じすえつくすぜろにいちさん】……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規格（JIS 規格）のうち、「7 ビット及び 8 ビットの 2 バイト情報交換用符号化拡張漢字集合」のこと。JIS X 0208 を拡張したもの。

JIS X 0221【じすえつくすぜろにいち】……日本語用の文字セット等を規定する日本産業規格（JIS 規格）のうち、「国際符号化文字集合（UCS）」のこと。ISO/IEC 10646 の国際一致規格（国内規格）。ISO/IEC 10646:2017 に準拠した JIS X 0221:2020 の発効が予定されている。

自治体クラウド【じちたいくらうど】……自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組（いわゆる「クラウド化」）であって、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。「広域クラウド」も参照のこと。

自動【じどう】……入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介さず処理できる機能のこと。

就学校の変更【しゅうがくこうのへんこう】……学校教育法施行令第 8 条に定められた就学校の変更の手続きを行い、市町村教育委員会から指定された学校以外の学校（同市町村内）に就学すること。特別支援学校については同 15 条に定められており、都道府県教育委員会から指定された特別支援学校以外の特別支援学校（同都道府県内）に就学すること。

就学義務の猶予又は免除【しゅうがくぎむのゆうよまたはめんじょ】……保護者が就学させなければならない子で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対して、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、就学義務の

猶予又は免除することができる。「文部科学大臣の定めるところ」として、就学義務の猶予・免除の手続きが学校教育法施行規則第 34 条に定められている。

就学指定校【しゅうがくしていこう】……各小・中学校ごとに通学区域を設定して、就学児童・生徒の住所により指定された就学すべき学校のこと。

就学校【しゅうがっこう】……児童・生徒が就学している義務教育諸学校、外国人学校等のこと。

住所【じゅうしょ】……住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第 10 条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいう。

住民記録【じゅうみんきろく】……氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成した住民基本台帳で、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

縮退【しゅくたい】……障害発生時に一部の機能、システムの運用を省略や停止して必要最低限の機能を維持させること。「縮小退避」ともいう。

照会【しょうかい】……既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作のこと。

「検索」も参照のこと。

私用領域【しりょうりょういき】……ISO/IEC 10646 における外字を定義できる領域のこと。基本多言語面の一部 (U+E000～U+F8FF)、第 15 面及び第 16 面のほぼ全部 (U+F0000～U+FFFFD、U+100000～U+10FFFFD) がこれに当たる。基本多言語面の一部 (U+E000～U+F8FF) を用いれば外字を 6,400 個、第 15 面及び第 16 面 (U+F0000～U+FFFFD、U+100000～U+10FFFFD) を用いれば外字を 65,534 個ずつ計 131,068 個作成でき、合計で 137,468 個作成できる。ただし、第 15 面及び第 16 面を用いるためには、UTF-16 であれば、サロゲートペア対応が必要となる。

す

ストーカー【ストーカー】……被害者につきまとうなどして不安を与え、生活の安全と平穏を害するとともに、エスカレートしてくると、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性の高い行為をする者。

せ

生年月日【せいねんがっぴ】……住民基本台帳法第 7 条第 2 号の「出生の年月日」のこと。「生年月日」の方が一般的であり、広域交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「生年月日」を使用する。

性別【せいべつ】……住民基本台帳法第 7 条第 3 号の「男女の別」のこと。「性別」の方が一般的であり、広域交付住民票でも使用されていることから、本仕様書においては、「性別」を使用する。

制御【せいぎょ】……データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリやディスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディスプレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。

世帯番号【せたいばんごう】……各市町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する番号のこと。同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民には異なる世帯番号が振られる。

セットアップ用データ【せつとあつぷようでーた】……システムを稼働(本番稼働、テスト実行)、バージョンアップするためのデータのこと。

前住所【ぜんじゅうしょ】……「転入前住所」を参照のこと。

そ

操作者 ID【そうさしゃあいでいー】……就学事務システム(学齢簿編製等)利用者の特定に用いられる一意の識別子(利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名)。

また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。

操作ログ【そうさろぐ】……就学事務システム(学齢簿編製等)の利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録したもの。

操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録される。

SOAP 通信【そーぷつうしん】……異なるコンピュータ上で動作するプログラム同士がネットワークを通じてメッセージを伝え合い、連携して動作するためのプロトコル(規約)の1つである SOAP を用いた通信。メッセージの記述に XML、データ伝送に(主に) HTTP を用いており、Web サービスの提供や利用に適している。SOAP は Simple Object Access Protocol の略。

た

ダイアログ【だいあるぐ】……入力したワードやメッセージを確認するために操作時に一時的に開かれる小さいウィンドウのこと。ダイアログボックスの略。

単純連番【たんじゅんれんばん】……就学事務システム(学齢簿編製等)が取り扱う各種番号に付番する際、順番に当該番号に1を加える操作(インクリメント)により、機械的に(単純に)新たな番号を付番すること。または、既に付番された当該番号のこと。

ち

地域情報プラットフォーム標準仕様【ちいきじょうほうぷらっとふぉーむひょうじゅんしょう】……自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様のこと。総務省事業として策定し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中である。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の基幹系情報システム(防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると32業務)について情報連携の標準が定められている。

中核市等【ちゅうかくしとう】……中核市又は人口20万以上の市区(指定都市を除く。)のこと。

中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしょう】……市町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成 24 年 6 月に総務省から公開され、平成 25 年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が維持管理を担っている。

つ

通称【つうしょう】……外国人住民の氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが認められるもの（住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項）。なお、通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、現行法ではないため、本仕様書においてはこれらの用語を用いない。在留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するものである。

通信ログ【つうしんろぐ】……就学事務システム（学齢簿編製等）の通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。

通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。

続柄【つづきがら】……起点とする者から見た関係を示したもの。父、母等と記載する。

て

DFD【でいーえふでいー】……機能情報関連図（Data flow diagram）の略。DMM の作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにするためのもの。表記方法は対象業務の範囲を点線の楕円で示し、その業務が外部の組織・ひと・もの・システムとどう繋がっているかを表す。

DMM【でいーえむえむ】……機能分析表（Diamond mandala matrix）の略。業務を構成する「機能」の階層構造を示した表。9 個のマスを 1 つの単位として真ん中に分析の対象とする業務の機能を置き、その周囲の 8 個のマスには当該業務を構成する機能洗い出し、機能を徐々に詳細化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する機能の階層構造を明らかにするもの。

DV【でいーぶい】……「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれる。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

データベースサーバ【でーたべーすさーば】……データベースソフトウェアを稼働させるサーバのこと。

テキストデータ【てきすとでーた】……文字コードで表現できる文字だけで構成されるファイルのこと。文字を編集する機能のみを持つテキストエディタアプリケーションにより、ファイルの読み込み、文字の入力、挿入、消去、異動、複写等が可能である。

デジタル手続法【でじたるてつづきほう】……情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）のこと。

転入前住所【てんにゆうまえじゅうしょ】……当該住民がその市町村の区域内に住所を定める前の（他市町村における）住所のこと。住民基本台帳法第7条第8号では、住民票（原票）の記載事項として、「新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、……従前の住所」を挙げており、本仕様書においては、当該従前の住所を指して「転入前住所」という。転入後、転居した場合も、転居前の（当該市町村における）住所でなく、転入前の（他市町村における）住所を指す。

また、新たに市町村の区域内に住所を定めた者についての従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため（例：住所設定（職権記載の一種）では、前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等）、「転入前住所」では不正確となることがあるが、このようなケースは少なく、また、「新たに市町村の区域内に住所を定めた者についての」という留保なしに単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・準構成員が多かったことから、本仕様書においては、「転入前住所」の呼称を用いることとした。

な

内字【ないじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこと。

JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」として扱う。

「外字」も参照のこと。

に

二要素認証【にようそにんしょう】……正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体のうち2つの異なる属性を併用する認証方法（2つ以上を併用する認証は、多要素認証という）。

具体的な認証方式としては、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等、2つの異なる原理の認証手段を組み合わせることで、精度と安全性を高める等がある。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報システム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。

認証ログ【にんしょうろぐ】……就学事務システム（学齢簿編製等）における利用者認証の履歴、処理内容を記録したもの。

認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録される。

は

バージョン【ばーじょん】 ……製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、番号（数字）が大きいほど新しい製品であることを意味する。

バイト【ばいと】 ……本仕様書では、8ビット（16進数では、00～FF）のこと。

「文字コード」、「ビット」も参照のこと。

パッケージ【ぱっけーじ】 ……特定の市町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売しているシステム（住民記録システム等）のこと。

バッチ処理【ばっちしゅり】 ……一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパターンがある。

パラメータ【ばらめーた】 ……就学事務システム（学齢簿編製等）の挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定のこと。

ひ

BPMN【びーピーえむえぬ】 ……Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的に表記する方法の国際標準の1つである ISO/IEC 19510:2013（Object Management Group Business Process Model and Notation）のこと。

ビット【びつと】 ……コンピュータプログラムにおける2進数の1桁（0又は1）のこと。

「文字コード」、「バイト」も参照のこと。

非機能要件【ひきのうようけん】 ……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュリティなどに関する要件のこと。

ふ

Fit&Gap分析【ふいっとあんどぎゃっふぶんせき】 ……事業者の提供するパッケージソフトの機能が、利用者として求める要件に適合（fit）している点と乖離（gap）している点を明らかにし、事業者の提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分析手法。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（平成31年3月29日）より。

フォント【ふおんと】 ……JIS規格（JIS X 0213等）のようにコンピュータ（情報システム）に表示や印字される文字セット等の図形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザインしたもの。また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータとして表したものの。

本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれば、IPAmj 明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

副次的な籍【ふくじてきなせき】……特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、特別支援学校に学籍を置きながら、居住地の小・中学校にも副次的な形で籍を置く仕組み。小・中学校の学習活動や学校行事等への参加など、特別支援学校の児童生徒が、小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を計画的、継続的に行い、居住する地域との結び付きを強める上で有意義である。

符号位置【ふごういち】……「文字コード」を参照のこと。

不就学【ふしゅうがく】……義務教育を受けるべき子供が、義務教育諸学校に就学していないこと。

プログラム【ぷろぐらむ】……電子計算機（コンピュータ）に動作をさせるために、順序手順を記載した一連の命令語の集合のこと。

へ

ベンダ【べんだ】……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

ベンダロックイン【べんだろっくいん】……特定ベンダ独自の技術・仕様等に依存することで、他ベンダの提供する同種のシステム、サービス、製品等への乗り換えが困難になること。

み

ミドルウェア【みどるうえあ】……現在の就学事務システム（学齢簿編製等）のパッケージ製品の多くはオープンシステムである。そして、セキュリティが高く、管理もし易いこと等から「Web（ウェブ）サーバ」、「AP サーバ（アプリケーションサーバ）」、「DB サーバ（データベースサーバ）」から構成される「Web 三層構造」が採用されている。

「ミドルウェア」とは、これらの「Web 三層構造」の各層で用いられるアプリケーションと OS の中間的な処理を行うソフトウェアのことをいう。

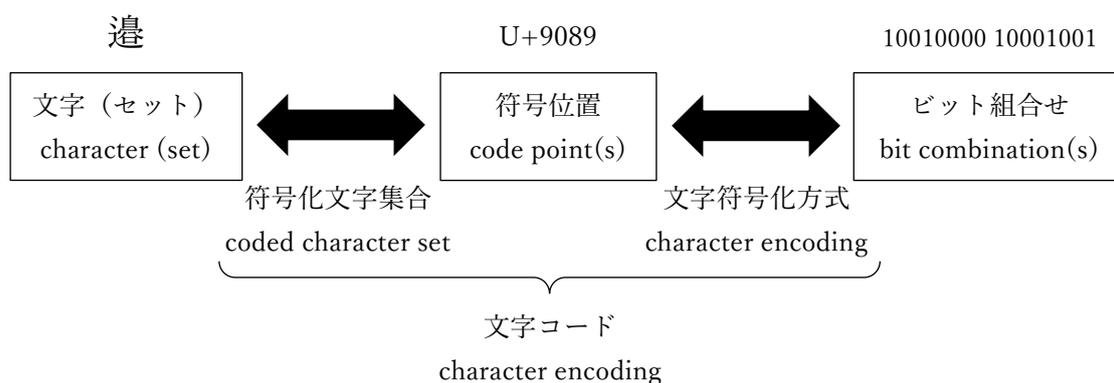
も

文字溢れ【もじあふれ】……入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、対象エリアからはみ出している状態のこと。

文字コード【もじコード】……コンピュータプログラムは、0と1の列（「ビット組合せ」(bit combination) という。）から成り立っている。そのため、コンピュータプログラムが文字（character）を扱う場合、そのプログラムが扱える文字の範囲と、文字とビット組合せの対応関係が決まっている必要がある。このうち、文字の範囲のことを「文字セット」(character set) といい、文字とビット組合せの対応関係を示したものを「文字コード」(character encoding) という（「文字コード」を、文字セットをも含めた概念として用いることがあるが、本仕様書

では、文字セットとは別のものとして定義する。また、個々の文字に振られた値やビット組合せのことを「文字コード」と呼ぶこともあるが、これとも区別する。)

文字コードの決め方は、ISO/IEC 10646 では、文字に直接ビット組合せを割り当てておらず、文字に一意の値（「符号位置」(code point) という。)を振った上で、その値とビット組合せを結び付ける方法を別途定義している。文字集合と符号位置の対応関係を示したものを「符号化文字集合」(coded character set) といい、符号位置とビット組合せの対応関係を示したものを「文字符号化方式」(character encoding scheme) という。上記の「文字コード」の定義に従えば、「文字コード」は、「符号化文字集合」と「文字符号化方式」を結び付けたものとなる。「文字符号化方式」には、UTF-8、UTF-16 等がある。



以上について具体例で説明すると、例えば、「J」、「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符号位置としてそれぞれ、U+004A、U+9089 (いずれも 16 進数) が振られている。これが、文字符号化方式の 1 つである UTF-8 ではそれぞれ、01001010、11101001 10000010 10001001 (16 進数ではそれぞれ、4A、E9 82 89)、UTF-16 ではそれぞれ、00000000 01001010、10010000 10001001 (16 進数ではそれぞれ、00 4A、90 89) のビット組合せが割り当てられている。この例で示したように、一般に、UTF-8 では、英数字が 1 バイト (8 ビット)、仮名や漢字が 3 バイト (24 ビット) となり、UTF-16 では、英数字・漢字とも 2 バイト (16 ビット) となるのが通常であることから、仮名や漢字を扱うことが多い就学事務システム (学齢簿編製等) については、データサイズを抑制するため、通信インタフェースの文字符号化方式を UTF-16 とすることとした。

UTF-16 では、通常用いられる漢字は 2 バイトであるが、2 バイトの組合せを 2 つ用いて (すなわち 4 バイトで) 表される文字もあり、この表現を「サロゲートペア」という。例えば、「邊」の文字は、ISO/IEC 10646 では、符号位置として U+2B7EA (16 進数) が振られており、UTF-16 では 11011000 01101101 11011111 11101010 (16 進数では D8 6D DF EA) のビット組合せが割り当てられている。なお、UTF-8 では 11110000 10101011 10011111 10101010 (16 進数では F0 AB 9F AA) のビット組合せが割り当てられている。

上の例において、「邊」(符号位置: U+9089) と「邊」(符号位置: U+2B7EA) は別の文字として扱われているが、「邊」と「邊」は字形がわずかに異なるものの、単なるデザインの差であるとして区別されていない。しかし、氏名を扱う場合等、実務上、区別する必要がある場合がある。そこで、文字としては同一視される漢字の、細かな字形の差異を特別に使い分けるための仕組みとして IVS (ideographic variation sequence/selector. 字形選択子/漢字字形指示列) があり、「邊」でいうと、「邊」(符号位置: U+9089) の後に、符号位置が U+E011B である IVS を付加することで、「邊」とは異なる「邊」の字形を指し示すこととしている。この

場合、UTF-16によるビット組合せ(16進数)は、「邊」が9089、上記IVSがDB40DD1Bであることから、「邊」は9089DB40DD1Bとなる。

文字情報基盤【もじじょうほうきばん】……文字情報基盤推進委員会による、人名等を正確に表記する必要のある行政業務で用いられる漢字約6万文字を整備して国際標準化を行う事業、また、同事業により整備された一連の成果物をいう。同委員会は、平成22年度に、内閣官房情報通信技術(IT)担当室(現IT総合戦略室)、総務省、法務省、経済産業省、文化庁などの関係府省や専門家、産業界関係者が参加し、独立行政法人情報処理推進機構を事務局として設置されたものである。行政機関や行政機関内のシステムごとに外字を作成していた文字の相互参照を可能とすることによって、行政事務の効率を向上し、外字管理コストを削減することを目的としている。

文字情報基盤では、国際規格化を進めることを目的に作成が開始された「IPAmj明朝フォント」、MJ文字集合(約6万文字)の文字に関する各種データを集めた「MJ文字情報一覧表」、MJ文字集合とJIS X 0213の範囲にある漢字(約1万文字)との結びつきを整理した「MJ文字縮退変換マップ」、MJ文字情報一覧表の文字を様々な条件で検索できる「検索システム」、MJ文字情報一覧表等の文字情報をより活用しやすい形にデータベース化した「文字情報基盤DB」、その他、「文字情報基盤導入ガイド」、「文字情報基盤導入テクニカルスタディ」、「参考:変体仮名一覧」、「導入事例」、「調達仕様書記載例」等が提供されている。

文字セット【もじせつと】……文字の集合のこと。コンピュータに密接に関係する文字集合としては、JIS規格等がある。コンピュータに密接に関係しない文字集合としては、『常用漢字(常用漢字表)』(平成22年内閣告示第2号)、常用漢字に含まれない文字からなる『人名用漢字』(戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2)等がある。

「文字コード」も参照のこと。

文字セット等【もじせつととう】……文字セット・文字コード・文字符号化方式のこと。

文字符号化方式【もじふごうかほうしき】……文字の集合をコンピュータで扱うために、文字に割り当てた番号とコンピュータで扱うための符号へ変換する対応表の方式のこと。「文字コード」を参照のこと。

ゆ

UCS【ゆーしーえす】……Universal Coded Character Setの略。国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)の合同委員会による文字セット等の国際標準の1つであるISO/IEC 10646のこと。

UTF-16【ゆーていーえふじゅうろく】……ISO/IEC 10646で規定された文字符号化方式の1つ。一般に、UTF-16では、英数字・漢字とも2バイト(16ビット)となるのが通常である。「文字コード」も参照のこと。

UTF-8【ゆーていーえふえいと】……ISO/IEC 10646で規定された文字符号化方式の1つ。一般に、UTF-8では、英数字が1バイト(8ビット)、仮名や漢字が3バイト(24ビット)となるのが通常である。

「文字コード」も参照のこと。

ユニーク【ゆにーく】……重複がなく、一意であること。

Unicode【ゆにコード】……米国の非営利法人である Unicode コンソーシアムによる文字セット等の業界規格のこと。

Unicode コンソーシアムは、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）とは直接関係はないものの、連携をしながら規格を策定しており、Unicode は ISO/IEC 10646 と概ね互換となっているが、本仕様書では、業界規格である Unicode ではなく、国際標準である ISO/IEC 10646 によって文字要件を規定することとした。

よ

抑止対象者【よくしたいしょうしゃ】……支援対象者に対する抑止、排他制御（他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう制御）、その他の抑止など、何らかの理由により制限が掛かっている対象者。

ろ

ログ【ろぐ】……就学事務システム（学齢簿編製等）の利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取る。またその記録そのものを指す。

操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身などが記録される。

データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している場合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLA とセットでログの運用・管理を実施する等が求められる。

「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。